

# 令和 8～9 年度 宇美町立地適正化計画策定業務委託

## プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、令和 8～9 年度 宇美町立地適正化計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務委託に最も適した事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務委託の概要

#### (1) 業務名

令和 8～9 年度 宇美町立地適正化計画策定業務

#### (2) 業務内容

別紙「宇美町立地適正化計画策定業務委託特記仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 28 日まで

#### (4) 提案上限額

23,701,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）ただし、各年度の上限額は以下のとおりとする。

令和 8 年度 9,651,000 円

令和 9 年度 14,050,000 円

#### (5) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約とする。

#### (6) 支払条件 委託料の支払いは、年度ごとの業務完了後、支払い請求に基づき支払うこととする。

### 3. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 令和 8 年 5 月 11 日現在、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱(平成 21 年宇美町告示第 43 号)に基づく、令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿に記載があり、測量コンサルタントの登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、又はされていない者であること。
- (5) 次の者に該当するものでないこと。
  - ア 代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加しているもの

イ 暴力団員を雇用しているもの

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有しているもの

- (6) 宇美町入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (7) 参加表明書及び企画提案書の提出期限の日において、宇美町から指名停止又は指名回避の措置をなされている者でないこと。
- (8) 国税及び地方税等を滞納している者ではないこと。
- (9) 直近に確定した決算の決算日において、過去2年以上の営業経歴を有すること。
- (10) 下記に示される同種又は類似業務について、令和3年度以降令和7年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において1件以上の実績を有すること
  - ・ 同種業務：立地適正化計画策定又は改定業務
  - ・ 類似業務：市町村都市計画マスタープラン策定又は改定業務
- (11) 管理技術者及び照査技術者は、①かつ②の条件を満たす者、担当技術者は、下記の①又は②の条件を満たす者とする。
  - ① 下記のいずれかの資格を有する者
    - (ア) 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
    - (イ) 技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
    - (ウ) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
  - ② 下記に示される同種又は類似業務について、令和3年度以降令和7年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する同種・類似業務の実績を1件以上有す者
    - 同種業務：立地適正化計画策定又は改定業務
    - 類似業務：市町村都市計画マスタープラン策定又は改定業務
- (12) 福岡県内に事業所を有する者であること。

#### 4. 実施スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする

	手続き等	期間等
1	公募開始、実施要項等の配布開始	令和8年4月14日（火）
2	質問書の受付期間	令和8年4月14日（火）から 令和8年4月23日（木）の 17時まで
3	質問書に対する回答	令和8年4月30日（木）17時 まで
4	参加申込書提出期限	令和8年5月11日（月）17時まで
5	企画提案書等提出期限	令和8年5月19日（火）17時まで

6	1次審査結果通知 ※参加申込事業者が5社以上の場合実施	令和8年5月25日（月）
7	プレゼンテーション審査	令和8年6月4日（木）予定
8	プレゼンテーション審査結果通知	令和8年6月9日（火）予定
9	優先交渉権者との交渉	令和8年6月中旬頃予定
10	契約締結	令和8年6月中旬頃予定

## 5. 必要な資料の配布

必要な資料の配布は次のとおりとする。

配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画策定業務委託特記仕様書</li> <li>・立地適正化計画策定業務委託プロポーザル実施要領</li> <li>・参加申込書(様式1)</li> <li>・企画提案応募申請書(様式2)</li> <li>・事業者概要書(様式3)</li> <li>・業務実績表(様式4)</li> <li>・業務実施体制表(様式5)</li> <li>・管理技術者の経歴書(様式6)</li> <li>・質問書(様式7)</li> <li>・辞退届(様式8)</li> </ul>
配布方法	・宇美町ホームページに掲載

## 6. 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問書(様式7)の提出による。

### (2) 受付期間

令和8年4月14日（火）から同年4月23日（木）17時まで

### (3) 提出方法

電子メール toshiseibi@town.umi.lg.jp

なお、電子メールの件名は「(事業者名)【立地適正化計画策定業務委託】質問書」とすること。

※電子メールを上記アドレスへ送信後、速やかに受信確認の電話連絡を行うこと。(土日祝日を除く。)

(4) 質問書に対する回答

質問の有無、質問内容及び回答は令和8年4月30日(木)17時までに宇美町ホームページにおいて公表する。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出方法

参加申込書(様式1)の提出による。※要押印

(2) 提出期限

令和8年5月11日(月)17時まで

提出方法持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は信書扱いできるものとする。

※書類に不備があった場合は、受理しない。

(3) 提出先

「14. 問い合わせ先」参照

8. 企画提案書等の提出

企画提案書等について、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	部数
1	事業者概要書(様式3) ※会社パンフレット等があれば添付すること。	1部
2	法人の履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のものに限る。	1部
3	直近年度の納税証明書 ※法人税、消費税及び地方税に係る納税証明書、本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書(完納証明書可)	1部
4	企画提案書(任意様式) ※様式は任意とし、日本語で記載、紙・目次を含まずにページ番号を付けること。 ※表紙には、表題として「宇美町立地適正化計画策定業務委託企画提案書」と記載すること。 ※日本工業規格A4(縦)として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。ただし、工程表など添付書類等でA3用紙のものが生じる場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。	12部 (正本1部、 副本11部)

	<p>※文字サイズは11ポイント以上とする（図表中の文字については除く）。また、フォントの指定はしない。</p> <p>※企画提案書はA4左綴じとし、正本には見積書（要押印）を添付すること。</p> <p>※専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、文章で明瞭・簡潔にまとめ、項目によっては文章を補完するため写真やイラスト、イメージ図などを用いて分かり易く表現するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。</p>	
5	<p>業務実績表(様式4)</p> <p>※実績を示す資料を添付すること。（契約書の写し等）</p>	2部
6	<p>業務実施体制表(様式5)</p> <p>※担当技術者を複数配置する場合、主任技術者を1名配置すること。</p>	2部
7	<p>管理技術者の経歴書(様式6)</p> <p>※同種業務への業務実績に記載する業務については、直近（令和3年度から令和7年度まで）に完了した業務のうち、各技術者が管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事したものを記載すること。</p> <p>※本業務の契約を締結する本店（本社）又は支店（支社）等との3か月以上の雇用関係がわかる書類を添付すること。</p>	2部
8	<p>見積書（任意様式）</p> <p>※要押印</p> <p>※積算内訳書を添付すること。</p> <p>※金額には消費税及び地方消費税を含むこと。</p>	1部

(2) 提案書提出にあたっての留意事項

- ① 提出期限以降の提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。
- ② 提案書等の作成・提出等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) 提出期限

令和8年5月19日（火）17時まで

(4) 提出方法持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は信書扱いできるものとする。

※書類に不備があった場合は、受理しない。

(5) 提出先

「14. 問い合わせ先」参照

9. 提案書等の無効について

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等は無効とする。

- (1) 提出書類、プレゼンテーション等に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 提案上限額を超えた参考見積書が提出された場合
- (3) 参加事業者が【3. 参加資格】に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などが認められた場合

## 10. 選定方法について

選定にあたり、選定委員会を設置する。書類審査及びプレゼンテーション審査により、選定委員会において参加事業者に順位をつけて優先交渉権者を選定する。なお、選定委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (1) 1次審査（書類審査）

参加者が5社以上となった場合、提出した書類に基づく書類審査を実施し、上位4社程度を2次審査対象者として選定する。また、当該結果については、令和8年5月25日（月）に全事業者へ参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

なお、書類審査を行わない場合も令和8年5月25日（月）までにプレゼンテーション日時及び場所を参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査による選考を行い、選定委員会において参加事業者に順位をつけて優先交渉権者を選定する。なお、企画提案書を提出した参加事業者が1社のみの場合であっても審査は実施する。

#### ① 日程

令和8年6月4日（木）予定（日時等詳細は別に通知する。）

#### ② 会場

宇美町役場 庁内会議室 予定

#### ③ 発表時間等準備時間10分、説明時間20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設ける。なお、プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

#### ④ 内容提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施するものとする。なお、提出した企画提案書以外のものをプレゼンテーションしてはならない。

#### ⑤ 参加人数

説明者を含めて3名以内とする。

#### ⑥ 使用機器プレゼンテーションの方法については、特に指定しない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者にて準備すること。電源、スクリーン、プロジェクター、マイク、机、椅子

- (3) 審査結果審査結果については、令和8年6月9日（火）に優先交渉権者のみを町のホームページで公表し、2次審査の参加事業者へ事業者名を伏せた状態で順位をメールより通知する。

11. プレゼンテーションの評価基準及び配点

評価項目	評価対象物	評価対象	評価基準	配点
企業評価	業務実績表 (様式4)	企業の業務実績	会社として直近（令和3年度から令和7年度まで）の同種・類似業務実績を下記のポイント制で相対的に評価する。 ①同種業務の実績がある (1件5ポイント) ②類似業務の実績がある (1件3ポイント) なお、記載する業務は、3件までとする。	5点
業務体制評価	業務実施体制表 (様式5)	予定技術者の資格	下記のポイント制で合計ポイントを相対的に評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）5ポイント ② RCCM（都市計画及び地方計画）3ポイント	10点
	管理技術者の経歴書 (様式6)	管理技術者の業務実績	管理技術者として直近（令和3年度から令和7年度まで）の同種・類似業務実績を下記のポイント制で相対的に評価する。 ①同種業務の実績がある (1件5ポイント) ②類似業務の実績がある (1件3ポイント) なお、記載する業務は、3件までとする。	10点

提案内容評価	企画提案書	実施方針	町の現状把握と課題の抽出について（宇美町の地域特性の理解度、本業務の目的、条件、内容の理解度を評価する。）	10点
		実施手順	実施フローや工程（具体的かつ現実的なものを高く評価する）	5点
		評価テーマに対する技術提案（※）	①上位計画・関連計画との連携について	10点
			②目指すべき都市像や都市骨格構造の検討の手法とその表現について	10点
			③各誘導区域と誘導施設の設定について	20点
④防災指針の検討方法について	10点			
見積	見積書	業務コストの妥当性	適正な見積金額が提示されているか	10点
合計				100点

※宇美町都市計画マスタープランのまちづくりの理念（将来像）の達成に向け、同計画の将来都市構造や戦略的まちづくりの方針に則った提案であることが明快かつ論理的に整理されており、その有効性を示せているかを重視する。

## 12. 契約

審査結果において、優先交渉権者に選定された者と協議を行い、提案内容を反映したうえで、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。ただし、優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

## 13. その他

- (1) 1次審査、2次審査ともに、審査に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (2) 提出書類は、事業者選定の目的以外に、提案者に無断で使用しないものとする。また、提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は情報公開の際に複製を作成することがある。

- (3) プロポーザル方式による事業者選定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報について宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成13年10月1日条例第17号以下「条例」という。）に基づく情報開示請求があった場合、条例第7条に規定される不開示情報を除き公開する場合がある。ただし、契約締結前においては公開しないものとする。
- (4) 提出した書類に記載した技術者は変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等きわめてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ本町の了解を得なければならない。
- (5) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を下記担当部署宛てに書面で提出すること。
- (6) 電子メールなどの不着などの通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 本プロポーザル関連スケジュールの変更があった場合は、宇美町ホームページへ随時掲載する。

#### 14. 問い合わせ先

- (1) 担当部署 宇美町役場 都市整備課 都市計画係
- (2) 住 所 811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号
- (3) 電話/FAX 092-934-3006/092-933-7512
- (4) E-mail toshiseibi@town.umi.lg.jp